

令和4年4月1日

労務管理者・安全管理者・衛生管理者へもご回覧下さい！！

事業主各位

事業主	労務管理者	安全管理者	衛生管理者

一般社団法人酒田労働基準協会  
会長 高橋 幸雄

## 『足場の組立て等の業務に係る特別教育』のご案内

足場を使用する作業は、プラントメンテナンス、塗装工事、電気工事、設備の据付け、建設工事、イベント会場の設営などさまざまですが、足場を含めた高所からの墜落・転落災害は依然として後を絶たず、死亡災害においてはもっとも多い事故の型となっています。

このことから、労働安全衛生規則の改正が行われ、平成27年7月1日から「足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務（地上又は堅固な床上における補助作業の業務を除く。）」に従事する労働者に対し、事業者は安全衛生のための特別教育を行うことが、法令で義務づけられました。

貴事業場に該当者がおりましたら、この機会に法令違反とならないよう、是非受講頂きますようご案内申し上げます。

### 記

- 日 時： 令和4年6月3日(金) 9時30分～16時50分
- 会 場： 酒田市総合文化センター 4F（酒田市中央西町2-59 TEL0234-24-2992）
- 講習内容：
  - 足場及び作業の方法に関する知識 3時間
  - 工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識 0.5時間
  - 労働災害の防止に関する知識 1.5時間
  - 関係法令 1時間
- 申込期限： 5月27日(金) 定員は24名。期限前でも定員になり次第締切ります。
- 受講料： 基準協会会員 9,000円/名、会員外 13,000円/名（テキスト代含む）  
※ 昼食代は含まれておりません。
- 注意事項： 申込みいただく前に、当協会ホームページ「新型コロナウイルス感染症に関して、当協会が開催する講習会等の対策について」をお読み下さい。  
現在、①県外在住の方、②開催日より2週間以内に県外へ出張・旅行等を行った方、③2週間以内に県外からの来県者（家族も含めて）との濃厚接触があった方、④2週間以内に海外への渡航を行った方の受講はお断りしています。
- その他： 遅刻、途中退席等をされたときは、修了証を交付できませんのでご注意下さい。

## 申込要項

1. 受講申請：
  - ① 下記の「受講申込書」に必要事項をご記入頂き、FAXにてお送り下さい。  
**FAX 22-1316**
  - ② 申込後、記入頂きました方法で受講料を納めて下さい。  
◇ **銀行振込の場合、荘内銀行酒田中央支店普通預金（口座番号 136413）**  
振込手数料は、貴社にてご負担願います。また、銀行振込の受領書をもって領収証に代えさせていただきます
  - ③ 受講票につきましては、後日、お申込担当者宛にお送り致します。
2. 申込先： 〒998-0043 酒田市本町 1-2-52 一般社団法人 酒田労働基準協会  
問合せ先 TEL 0234-22-1311
3. 注意事項：
  - ※ 受講の取り消しは、講習日から 3 営業日前迄とし、以後の取り消しには受講料の返金は致しません。
  - ※ 申込書記入欄不足の場合はコピーをとって下さい。
  - ※ 受講料の納付がなければ受講申込受付が完了致しませんので、早めに納付手続きをお願い致します。
  - ※ 受講取消しに伴う受講料返金の場合、振込手数料は貴社にてご負担願います。

## 『足場の組立て等の業務に係る特別教育』 受講申込書

事業場名			
所在地	〒 TEL ( )		
申込担当者	所属部課	氏名	
受講者	氏名（フリガナ）	生年月日	現住所
		S・H 年 月 日生	
		S・H 年 月 日生	
		S・H 年 月 日生	

◇ 上記の通り 名分 計 円

◇ 払込方法は、下記のいずれかに✓を記入して下さい。

- 受講料を添えて申込み致します。
- 後日持参致します。
- 月 日 振込にて申込み致します。

令和 4 年 月 日

一般社団法人酒田労働基準協会行